

平成28年度 幸手市特別職報酬等審議会（第2回）次第

日 時 平成28年11月17日（木）

午後2時

場 所 幸手市役所3階 第2委員会室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

（1）幸手市市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料
の額について（継続）

（2）その他

4 閉会

平成 2 8 年度幸手市特別職報酬等審議会 配布資料一覧

ページ

資料 1 3 幸手市特別職職員の報酬等の額について（答申（案））・・・	1
-------------------------------------	---

資料 1 3 幸手市特別職職員の報酬等の額について（答申（案））

幸特報発第 号
平成 2 8 年 1 1 月 日

幸手市長 渡 辺 邦 夫 様

幸手市特別職報酬等審議会
会 長 高 橋 正 美

幸手市特別職職員の報酬等の額について（答申）

平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日付け、幸庶発第 2 0 1 号にて諮問のありました標記の件につきまして、別添のとおり答申します。

答 申 書

平成２８年１１月１０日、幸手市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）が諮問を受けた幸手市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、次のとおり改定することを適当と認める。

１ 報酬及び給料の額

議 長	４３２，０００円
副 議 長	３８２，０００円
常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長	３６５，０００円
議 員	３５３，０００円
市 長	８３９，０００円
副 市 長	７２７，０００円
教 育 長	６９６，０００円

２ 実施時期

平成２９年４月１日

３ 答申理由

別紙のとおり

別 紙

1 はじめに

平成28年10月に発表された平成27年の国勢調査の結果（人口等基本集計結果）では、幸手市の人口は、前回の調査と比較して1,488人の減となっており、64歳までの人口が減少し、65歳以上の人口が増加するなど、急速な少子高齢化による人口構造の変化が見受けられる。また、市民からの多様化する要望、複雑かつ様々な問題へ対応するためには、市議会議員や市長等である特別職の果たす役割は重大である。

このような中、平成28年11月10日、市長から諮問された「幸手市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額は適正であるかどうか」について、同日及び11月17日の両日にわたり、市民の代表である各委員は、公平不偏の立場を堅持しつつ、県内の市の状況並びに県内の類似団体等の状況、人口及び予算規模等も考慮のうえ厳正かつ慎重に審議を重ね、次のような結論に達した。

2 改定の必要性について

前回の改定から19年余りが経過し、行政を取り巻く社会情勢は著しく変化し、複雑かつ多様化する住民の行政需要に応えるべく、様々な施策に取り組んでいるところである。

二元代表制である、市長と議員で構成される議会の職務内容は、高度化、複雑化の一途をたどっており、果たすべき職責が大変重いことから、給料の額や報酬の額の水準は、適正に保たれる必要がある。

現行の特別職の報酬額等（教育長は除く。）は、平成8年度に開催された、審議会で答申された報酬額等を平成9年1月1日から適用しており、平成10年度に開催された審議会において、「現行の額に据え置くことが妥当」との答申を最後に、審議会の開催がされていない状況である。

このようなことに加え、県内他市との均衡、改定状況等を考慮した結果、改定すべきであるという認識で一致した。

3 改定額について

議員等の改定額は、議長で432,000円（改定率3.10%）、副議長で382,000円（改定率3.24%）、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長で365,000円（改定率3.11%）、議員で353,000円（改定率2.92%）であり、県内の類似団体及び県内の同規模団体の状況、人口規模及び予算規模を考慮して改定額としたものである。

また、市長等の改定額は、市長で839,000円（改定率0.84%）、副市長で727,000円（改定率0.83%）、教育長で696,000円（改定率0.83%）であり、市長等の勤務形態は、一般職の職員と類似するものであることから、人事院勧告を基本とした給料改定状況を考慮して改定額としたものである。

4 改定の実施時期について

改定の実施時期については、平成29年4月1日が適当である。

5 その他

幸手市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について求められた意見については、市長等の支給月数と整合性を保つことが望ましく、改定の実施時期については、平成29年4月1日が適当であるとの意見である。

以 上

審議後、差し替えページ

また、市長等の改定額は、市長で839,000円（改定率0.84%）、副市長で727,000円（改定率0.83%）、教育長で696,000円（改定率0.83%）であり、市長等の勤務形態は、一般職の職員と類似するものであることから、人事院勧告を基本とした給料改定状況を考慮して改定額としたものである。

4 改定の実施時期について

改定の実施時期については、平成29年4月1日が適当である。

5 その他

- (1) 幸手市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について求められた意見については、市長等の支給月数と整合性を保つことが望ましく、改定の実施時期については、平成29年4月1日が適当であるとの意見である。
- (2) 幸手市特別職報酬等審議会の開催については、定期的を開催することで、経済状況等を適切に反映させることが望まれる。

以 上